

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… 90

道監査委員告示

○地方自治法第252条の32第2項の規定による包括外部監査人補助者の氏名及び住所並びに補助できる期間…………… 91

目次

ページ

告 示

○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見……………（地域産業課）	67
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（変更）の届出（3件）……（地域産業課）	68
○肥料の登録……………（道産食品安全室）	72
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等（農政部所管分 その2）……………（農政課）	73
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正……………（農政課）	76
○土地改良区の解散による清算法人の役員の退任の届出……………（土地改良指導課）	82
○土地改良区の定款の変更の認可……………（土地改良指導課）	83
○土地改良区の解散による清算人の退任の届出……………（土地改良指導課）	83
○道営土地改良事業計画の決定……………（土地改良指導課）	83
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（土地改良指導課）	83
○土地改良事業の施行の同意……………（土地改良指導課）	83
○土地改良事業の計画変更の同意……………（土地改良指導課）	83
○平成15年度北海道改良普及員資格試験の実施……………（農業改良課）	83
○漁船保険付保義務の同意を求めるための事前届出……………（水産経営課）	84
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	85
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	85
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	85
○道路の区域の変更……………（道路整備課）	86
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路整備課）	87
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可……………（砂防災害課）	88
○都市計画事業の認可……………（公園下水道課）	88

公 告

○北方領土墓参事業に係る上陸支援用小型船等保有状況調査の実施……………（北方領土対策本部）	88
---	----

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	90
------------------------	----

道立小児総合保健センター告示

告 示

北海道告示第855号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）旭町ショッピングセンター
旭川市旭町1条7丁目2631番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- 市町村から聴取した意見の概要
 - 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第7条の規定により、小学校の出入口から20メートル以内の道路の部分（反対側及びその左右20メートル以内の道路の部分を含む）には、駐車場の出入口を設置することはできない。また、敷地南東側に面する「北の散歩道」は都市計画道路として整備された自転車歩行者専用道路であり、隣接する小学校の通学路や地域住民の憩いの場としても活用されている。したがって、通学児童の交通安全確保及び住環境保全の観点からも、駐車場出入口①については、廃止すること。
 - 来客車両の主たる経路となっている道道近文停車場線（旭町通線）は、平成15年度中の拡幅工事が予定されており、右折する来客車両が道路を占有することなどにより交通渋滞が発生するおそれがある。したがって、拡幅工事が完了するまでの期間について道路管理者との協力体制を図るとともに、渋滞の回避及び事故防止についての対策を講ずること。
- 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
 - 地域に住む子どもたちの通学路の安全確保について
 - 地域住民に対する交通安全の配慮について
 - 交通渋滞対策について

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

(4) 騒音等公害対策について

(5) 景観対策について

5 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道上川支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月13日（火）から6月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第856号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月16日までに北海道後志支庁商工労働課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏

札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号

マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 村中 誠二

札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

佐々木 洋一

虻田郡倶知安町南11条西1丁目42番地2

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームック倶知安店・マックスバリュ倶知安店

虻田郡倶知安町南11条西1丁目46番1号ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,806㎡

（変更後）6,195㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

（変更前）119台

（変更後）377台

(イ) 駐輪場の収容台数

（変更前）0台

（変更後）45台

(ウ) 荷さばき施設の面積

（変更前）152㎡

（変更後）465㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

（変更前）12㎡

（変更後）67㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）2箇所（出入口2箇所）

（変更後）10箇所（出入口8箇所、入口1箇所、出口1箇所）

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホームック株式会社	午前9時30分	午後9時

（変更後）

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホームック株式会社	午前7時30分	午後9時
マックスバリュ北海道株式会社	午前9時	午後11時
株式会社ツルハ	午前9時	午後11時
株式会社げんたろう	午前9時30分	午後9時
未定物販店舗	午前9時	午後11時

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時から午後9時30分まで

（変更後）駐車場① 午前7時から午後9時30分まで

駐車場② 午前8時30分から午後11時30分まで

駐車場③ 午前8時30分から午後10時まで

(4) 変更する年月日

平成15年10月31日

(5) 上記(3)に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
ホームマック株式会社	代表取締役社長 前田 勝敏	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
マックスバリュ北海道株式会社	代表取締役 村中 誠二	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番24号
株式会社げんたろう	代表取締役社長 広瀬 秀雄	夕張郡栗山町字中里61番地26
未定物販店舗	未定	未定

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年4月28日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道後志支庁商工労働課

(2) 縦覧期間

平成15年5月13日（火）から9月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧期間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第857号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとお

り大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月16日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いちまるカンパニー 代表取締役 加藤 裕功
帯広市西5条南34丁目12番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

プラザいちまる
帯広市西5条南35丁目2番26号ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）開店時刻 午前10時（年30日午前9時）
閉店時刻 午後9時（年60日午後10時）
（変更後）開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

（変更前）午前10時から午後9時15分まで（ただし、午前9時開店の場合は午前9時から、午後10時閉店の場合は午後10時15分まで）

（変更後）午前8時30分から午後10時まで

(4) 変更する年月日

平成15年5月1日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社いちまる	帯広市西5条南34丁目12番地	代表取締役 加藤 裕功

株式会社おばら	帯広市西5条南35丁目2 -26	代表取締役 加藤 則昭
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川1丁目 22番5号	代表取締役社長 高田 覚司
株式会社ザ・本屋さん	帯広市東4条南6丁目6 番地	代表取締役 高橋 千尋
丸二藤製茶株式会社	帯広市西8条南14丁目1 番地	代表取締役 伊藤 勇二
株式会社柳月	帯広市大通南8丁目15番 地	代表取締役 田村 昇
イズヤパン株式会社	帯広市西23条北1丁目2 番3号	代表取締役社長 橋本 千里
クラサワコミュニケーションズ株式会社	東京都中央区日本橋馬喰 町1-12-4	代表取締役 倉澤 俊夫
有限会社花万生花店	帯広市西5条南27丁目2 -10	代表取締役 斎藤 信二
くすりのみうら	帯広市西5条南25丁目18 番地	三浦 正勝

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,366㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 298台

(イ) 駐輪場の収容台数 24台

(ウ) 荷さばき施設の面積 367㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 196㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 11箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

2 届出年月日

平成15年4月25日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月13日（火）から9月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第858号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月16日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本製紙株式会社 代表取締役 三好 孝彦

東京都北区王子1丁目4番1号

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンタービッグハウス

釧路市鳥取大通2丁目2番8号

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の 氏名又は名称	開 店 時 刻		閉 店 時 刻	
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
株式会社ラルズ	午前10時 (年60日午 前9時)	午前9時	午後8時	午後10時
有限会社中村生花店			(年60日午 後9時)	
株式会社おが和				

株式会社マルセンクリーニング				
有限会社協和洋服店				
有限会社大塚呉服店				
株式会社丸美屋				
有限会社亜希				
株式会社ムラタ				
有限会社もめん屋				
有限会社カド				
株式会社ザ・本屋さん				
ボンフォートサービス・タンバ				
株式会社諸我石材店				
リフォームはやし				
株式会社ゲオイエス				翌午前0時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで
(年60日午前8時30分から午後9時30分まで)
(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分まで

エ 変更する年月日
平成15年4月18日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社ラルズ	代表取締役 横山 清	札幌市豊平区平岸1条1丁目9番6号
有限会社中村生花店	代表取締役 中村 英司	釧路市共栄大通9の1

株式会社おが和	代表取締役 小川 一典	釧路市材木町21丁目27番地
株式会社マルセンクリーニング	代表取締役 木元 浩喜	釧路市星が浦北4丁目2番6号
有限会社協和洋服店	代表取締役 小林富美男	釧路市鳥取大通5丁目13番5号
有限会社大塚呉服店	代表取締役 棟方 博行	釧路市鳥取大通2丁目2番8号
株式会社丸美屋	取締役社長 佐藤 勲	釧路市北大通3丁目6番地
有限会社亜希	代表取締役 波平 講治	釧路市鳥取大通2丁目2番8号
株式会社ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	札幌市厚別区厚別南2丁目11番地31号
有限会社もめん屋	代表取締役 小山内壽雄	釧路市芦野5丁目1番5号
有限会社カド	代表取締役 武田 太志	釧路市川上町4丁目2番1号
株式会社ザ・本屋さん	代表取締役 高橋 千尋	帯広市東4条南6丁目6番地
ボンフォートサービス・タンバ	丹葉 和之	釧路市鳥取大通5丁目15番15号
株式会社諸我石材店	代表取締役 諸我 秀夫	釧路市鶴野東1丁目1番4号
リフォームはやし	林 未孝	釧路市鳥取大通2丁目2番
株式会社ゲオイエス	代表取締役 稲生 克典	札幌市東区北10条東5丁目30番地3

- (イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,060㎡

- (ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 駐車場の収容台数 450台
b 駐輪場の収容台数 34台
c 荷さばき施設の面積 110㎡
d 廃棄物等の保管施設の容量 34㎡

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- a 駐車場の自動車の出入口の数
6箇所（入口2箇所、出口1箇所、出入口3箇所）
- b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

(2) 届出年月日

平成15年4月16日

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成15年5月13日（火）から9月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

ウ 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

2(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー高島屋 代表取締役 柴田清一郎
福井県福井市順化2丁目26番23号

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト釧路店
釧路郡釧路町木場2丁目3番地1

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）1,470㎡

（変更後）2,163㎡

(イ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 廃棄物等の保管施設の容量
（変更前）45㎡
（変更後）114㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- a 駐車場の自動車の出入口の数
（変更前）2箇所（出入口2箇所）

（変更後）2箇所（入口1箇所、出口1箇所）

b 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前11時（年51日午前10時）

閉店時刻 午後9時（年51日午後8時）

（変更後）開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

エ 変更する年月日

平成15年12月22日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社百満ボルト釧路 代表取締役 柴田清一郎
釧路郡釧路町木場2丁目3番地1

(イ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 駐車場の収容台数 238台
- b 駐輪場の収容台数 12台
- c 荷さばき施設の面積 76㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- a 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後8時まで
- b 来客が駐車場を利用できることが出来る時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで

(2) 届出年月日

平成15年4月22日

(3) 届出書等の縦覧

ア 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道釧路支庁商工労働観光課

イ 縦覧期間

平成15年5月13日（火）から9月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

ウ 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第859号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成15年 5 月13日					北海道知事 高 橋 はるみ				
登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 業 者			登 録 年 月 日	
					名	称	住 所		
北海道第2853号	大豆油かす及びその粉末	大豆油かすミール	窒 素 全 量 6.0 りん酸全量 1.0 加 里 全 量 1.0	該当なし	株式会社	丸勝	帯広市西25条南 1 丁目 1	平成15. 5. 2	

北海道告示第860号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年 5 月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

(農政部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 フードシステム機能高度化推進事業 地域農畜産物の加工利用を促進し、地域の農業及び食品産業の振興・高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 事業協同組合 社団法人北海道食品産業協議会 知事又は支庁長が適当と認める団体	市町村、事業協同組合、社団法人北海道食品産業協議会又は知事若しくは支庁長が適当と認める団体がフードシステム機能高度化推進事業を行う場合又は市町村がフードシステム機能高度化推進事業を行う事業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) 機能高度化実践事業費 (2) 機能高度化推進事業費	2 分の 1 以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第74号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第74号様式	提出部数 1 部 提出期限 別に指示する日 提 出 先 支庁（2 以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては主たる支庁、社団法人北海道食品産業協議会にあつては農政部道産食品安全室）	

2 バイオマス利活用フロンティア推進事業 地域におけるバイオマスの利活用をその種類に応じて総合的に実施し、有効利用を促進することにより、環境と調和のとれた循環型社会の構築を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 北海道農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 土地改良区 営農集団 知事が適当と認める団体	市町村若しくは農業協同組合等がバイオマス利活用フロンティア推進事業を行う場合又は市町村がバイオマス利活用フロンティア推進事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第69号様式別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第69号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁（2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては主たる支庁、全道にわたり事業を行う団体にあつては農政部道産品安全室又は酪農畜産課）	
3 トレーサビリティシステム導入促進事業 食品事故等の原因究明と消費者への生産・製造から加工、流通に至る情報提供を可能にし、消費者の合理的な食品選択に資することを目的として、トレーサビリティシステムの導入の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 牛肉システム推進事業	社団法人北海道酪農畜産協会	社団法人北海道酪農畜産協会が牛肉システム推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第87号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第87号様式 その1 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部酪農畜産課	

					その1 別に指示する様 式	式		
(2) 米システム推進事業	ホクレン農業協同 組合連合会	ホクレン農業協同組合連合会が米シス テム推進事業を行う場合における当該事 業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第87号様式 その2 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第87号様式 その2 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 農政部農 産園芸課		
(3) 野菜システム推進事業	ホクレン農業協同 組合連合会	ホクレン農業協同組合連合会が野菜シ ステム推進事業を行う場合における当該 事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第87号様式 その3 別に指示する様 式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第87号様式 その3 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 農政部農 産園芸課		
4 経営体育成促進事業 経営体育成基盤整備事業 等の実施を契機として、担 い手への農用地の利用集積 を図るため、予算の範囲内 で補助する。	市町村 土地改良区 農業協同組合	市町村、土地改良区又は農業協同組合 が経営体育成促進事業（土地利用調整推 進事業に限る。）を行う場合における当 該事業に要する経費（別記に掲げる額を 限度とする。）	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 （申請者が市町 村である場合を 除く。） 農政第52号様式 別に指示する様 式	共通第18号様式 共通第29号様式 共通第31号様式 農政第52号様式 農政第112号様 式その3	提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提 出 先 支庁		
5 畑利用高度化促進事業 水田の汎用化のための基 盤整備を契機とした麦、大 豆及び飼料作物の産地形成 に向けた地域の取組、野菜 等畑作物の産地形成及び環 境と調和した循環型農業の								

確立に向けた地域の取組を促進するため、予算の範囲内で補助する。							
(1) 麦大豆等生産拡大推進事業	市町村	市町村が麦大豆等生産拡大推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 農政第130号様式 農政第131号様式	共通第31号様式 農政第130号様式 農政第131号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 畑地帯産地形成支援事業	市町村	市町村が畑地帯産地形成支援事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第18号様式 共通第20号様式 農政第128号様式 農政第129号様式	共通第31号様式 農政第128号様式 農政第129号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	

別記

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる額とする。

経営体育成基盤整備事業等の受益面積区分	限 度 額
60ヘクタール未満	140万円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	190万円
200ヘクタール以上	390万円

北海道告示第861号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

農政第52号様式中「担い手育成基盤整備関連流動化促進事業計画（実績）書」を「経営体育成促進事業計画（実績）書」に改め、同様式の末尾欄外の注の事項中「担い手育成基盤整備関連流動化促進事業」を「経営体育成促進事業」に改める。

農政第69号様式を次のように改める。

農政第69号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

北海道バイオマス利活用フロンティア推進事業実施計画（実績）書

市町村名	事業実施主体名	地区名	取組名	対象バイオマス	取組内容	施設等の種類	施設等名 処理量等	受益面積 ha	しゅん工予定 又は完了年月日	事業費	負担区分				備考
											国費	道費	市町村費	その他	
										円	円	円	円	円	
										円	円	円	円	円	

		小 計												
										円	円	円	円	円
		小 計												
合 計			事 業 費											
			附 帯 事 務 費											
			計											

- 注1 「取組名」欄は、北海道バイオマス利活用フロンティア推進事業実施要領（平成15年食安第5号北海道農政部長通知）第2に基づいて記載すること。
- 2 「対象バイオマス」欄には、農業系資源・廃棄物、畜産排せつ物、農業集落排水汚泥、下水汚泥、食品廃棄物、水産系資源・廃棄物、木質系資源・廃棄物、その他の別を記載し、かつ、具体的なバイオマス資源名を括弧書きで記載すること。
- 3 「取組内容」欄には、普及啓発パンフレットの作成、たい肥利用フェアの開催等具体的な取組内容を記載すること。
- 4 「施設等の種類」欄には、有機物供給施設、飼料生産供給施設、食品廃棄物リサイクル施設等を記載するものとし、また、「施設等名処理量等」欄には、たい肥化施設（建物〇〇㎡、処理量又は生産量〇〇t／年）、飼料化施設（建物〇〇㎡、処理量又は生産量〇〇t／年）、メタン発酵施設（建物〇〇㎡、処理量又は生産量〇〇t／年）等できる限り具体的な内容を記載すること。
- 5 「事業費」及び「負担区分」欄には、合計金額及びその内訳を記載すること。
- 6 「備考」欄には、取組ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかではない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には「小計」及び「合計」欄の「備考」欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記載すること。
- 7 「受益面積」欄には、ハード事業に係る面積を記載し、不明の場合はその旨記載すること。

農政第74号様式を次のように改める。

農政第74号様式その1（第3条第2項、第5条第1項、第14条）
機能高度化実践事業実施計画（実績）書

- 1 事業目標等
- (1) 主要原料取引計画の概要
- ア 原料取引を行う農業者等の概要

農 業 者 等	所 在 地	対象農畜水産物	作付面積	出 荷 量	販 売 額
			ha	トン	百万円

イ 原料取引計画の概要

主 要 原 材 料 名	第 1 年 度（平成 年）		
	原料使用量(トン)	契約取引数量(トン)	相 手 先

主 要 原 材 料 名	第 2 年 度（平成 年）		
	原料使用量(トン)	契約取引数量(トン)	相 手 先

主 要 原 材 料 名	第 3 年 度（平成 年）		
	原 料 使 用 量（トン）	契 約 取 引 数 量（トン）	相 手 先

（注）事業完了年度の翌年度からの計画について記載すること。

(2) 製造計画の概要

製 造 者	製 品 名	販 売 量			
		初 年 度 （平成 年）①	第 2 年 度 （平成 年）	第 3 年 度 （平成 年）②	②／①
		トン	トン	トン	%
計					

(3) 販売計画の概要

ア 販売概況

製 品 名	販 売 経 路	販 売 方 法	販 売 地 域	販売従事者数
			県内 % 県外 %	人

販 売 戦 略	物 流 対 策	備 考

イ 年次別販売計画

製 品 名	販 売 先	販 売 量			
		初 年 度 （平成 年）①	第 2 年 度 （平成 年）	第 3 年 度 （平成 年）②	②／①
		トン	トン	トン	%

計					
製 品 名	販 売 金 額				備 考
	初 年 度 （平成 年）①	第 2 年 度 （平成 年）	第 3 年 度 （平成 年）②	②／①	
	千円	千円	千円	%	

（注）事業完了年度の翌年度からの計画について記載すること。

ウ 販売先別内訳

製 品 名	販売量	販 売 先 内 訳					備 考
		自団体内	加工メーカー	外 食	スーパー	一般小売	
	kg	%	%	%	%	%	
計							

（注）事業完了年度の翌年度からの計画について記載すること。

(4) 雇用計画の概要

現在の雇用人数	新製品の開発による新規雇用数			備 考
	初 年 度 （平成 年）	第 2 年 度 （平成 年）	第 3 年 度 （平成 年）	
人	人	人	人	

（注）事業完了年度の翌年度からの計画について記載すること。

(5) 設備の稼働計画の概要

ア 月別製品製造量等の計画

月別	製 品 名	主要原材料名	原料処理量	製品製造量	1日当たり処理量		販売量
					原材料	製 品	
1月			トン	トン	トン	トン	トン
2月							

12月							
計							

(注) 事業完了年度の翌年度からの計画について記載すること。

イ 年間稼働計画

製 品 名	年 間 稼 働 日 数			備 考
	初 年 度 (平成 年)	第 2 年 度 (平成 年)	第 3 年 度 (平成 年)	

(注) 事業完了年度の翌年度からの計画について記載すること。

2 事業の内容

(1) 機能高度化実践委員会の開催

名 称	開催時期	開催回数	委員構成(人)	主 な 内 容

(2) 新製品開発の実施

開 発 の 課 題	具 体 的 内 容	開発スタッフの構成・役職名

(3) 試作設備等内訳

名 称	数量	単 価	金 額	型 式 等	処理能力	設置場所	備 考
	台	円	円		トン/日		
計							

(4) 成分分析の実施

実施時期 及び期間	分析の種類・品目	実 施 方 法	実 施 場 所	分 析 方 法

(5) 市場評価

開催時期	実 施 方 法	調査員の構成	評 価 方 法	備 考

(6) 報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先
部	

農政第74号様式その2 (第3条第2項、第5条第1項、第14条) 機能高度化推進事業実施計画(実績)書

1 事業目標

技術力強化人材育成支援

事業目標(達成すべき成果)
事業成果(実績)

--

2 事業の内容

技術力強化人材育成支援

(1) 人材育成等検討委員会の開催

名 称	開催時期	開催回数	委員構成(人)	主 な 内 容

(2) 技術力強化人材育成研修会の開催

開催時期	開 催 場 所	参加対象 及び員数	研 修 内 容	
			研 修 課 題	先進地視察内容
		人		

講 師 所 属	テキスト 作成部数	広 報 資 料 の 作 成		備 考
		作成部数	主 な 配 布 先	

(3) 新卒予定者等セミナーの開催

開催時期	開 催 場 所	参加対象 及び員数	セ ミ ナ ー の 内 容
		人	

講 師 所 属	テキスト 作成部数	広 報 資 料 の 作 成		備 考
		作成部数	主 な 配 布 先	

(4) 新人合同研修会の開催

開催時期	開 催 場 所	参加対象 及び員数	研 修 内 容
		人	

講 師 所 属	テキスト 作成部数	広 報 資 料 の 作 成		備 考
		作成部数	主 な 配 布 先	

(5) 女性起業家等交流会の開催

開催時期	開 催 場 所	委 員 構 成 (人)	参加対象及び員数

内 容	広 報 資 料 の 作 成		備 考
	作成部数	主 な 配 布 先	

(6) 異業種交流会の開催等

実施時期	開 催 場 所	参加対象 及び員数	内 容	広報・資料の作成	
				種 類	作成部数

		人			部
--	--	---	--	--	---

(7) 活動報告書の作成

作 成 部 数	主 な 配 布 先
部	

農政第82号様式その1から農政第82号様式その6までを次のように改める。

農政第82号様式 削除

農政第87号様式を次のように改める。

農政第87号様式その1（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

トレーサビリティシステム導入促進事業計画（実績）書
（牛肉システム推進事業関係）

事業実施主体名 _____

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 飼養管理情報のデータベース化

項 目	内 容	備 考

(2) 情報提供システムの開発

シ ス テ ム 名	内 容	備 考

--	--	--

(3) 情報提供システムの管理・運営

(4) 事業費、補助金額等

（単位：千円）

事 業 費	負 担 区 分			備 考
	補 助 金	自 己 負 担	そ の 他	

農政第87号様式その2（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

トレーサビリティシステム導入促進事業計画（実績）書
（米システム推進事業関係）

事業実施主体名 _____

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 対象品目の概要

対 象 品 目	品 目 の 特 徴	備 考

（注）「品目の特徴」の欄には、栽培面積、栽培方式、出荷予定数量等について記載すること。

(2) 産地体制の構築に向けた研究会等の開催

開 催 時 期	出席者区分	出席者数	検 討 内 容	備 考

年月		人		
----	--	---	--	--

（注）「出席者区分」の欄には、学識経験者、生産者団体、流通関係者、加工関係者、小売関係者、情報システム関係者等の区分別に記載すること。

(3) 2と併せて実施する事項

(4) 事業費、補助金額等 (単位：千円)

事業費	負担区分			備考
	補助金	自己負担	その他	

農政第87号様式その3（第3条第2項、第5条第1項、第14条）
トレーサビリティシステム導入促進事業計画（実績）書
（野菜システム推進事業関係）

事業実施主体名

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 対象品目の概要

対象品目	品目の特徴	備考

（注）「品目の特徴」の欄には、栽培面積、栽培方式、出荷予定数量等について記載すること。

(2) トレーサビリティシステムの構築に向けた研究会等の開催

開催時期	出席者区分	出席者数	検討内容	備考
年月		人		

（注）「出席者区分」の欄には、学識経験者、生産者団体、流通関係者、加工関係者、小売関係者、情報システム関係者等の区分別に記載すること。

(3) 2と併せて実施する事項

(4) 事業費、補助金額等 (単位：千円)

事業費	負担区分			備考
	補助金	自己負担	その他	

農政第112号様式その3の末尾欄外の注の1の事項中「担い手育成基盤整備関連流動化促進事業」を「経営体育成促進事業」に改める。

農政第128号様式中「畑地帯産地形成等基盤整備促進事業」を「産地形成等基盤整備促進事業」に、「畑地帯産地形成等基盤整備指導事業」を「産地形成等基盤整備指導事業」に改め、同様式の末尾欄外の注の事項中「畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業」を「畑地帯産地形成支援事業」に改める。

農政第129号様式の末尾欄外の注の1の事項中「畑地帯産地形成基盤整備支援対策事業」を「畑地帯産地形成支援事業」に改める。

農政第130号様式中「農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業」を「麦大豆等生産拡大推進事業」に改め、同様式の末尾欄外の注の事項中「農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業」を「麦大豆等生産拡大推進事業」に改める。

農政第131号様式中「農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業」を「麦大豆等生産拡大推進事業」に改め、同様式の末尾欄外の注の1の事項中「農地整備関連麦大豆等生産拡大推進事業」を「麦大豆等生産拡大推進事業」に改める。

北海道告示第862号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清算法人占冠村土地改

良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
平成15. 3. 31	監 事	菅 原 勇	勇払郡占冠村字中央
同	同	熊 崎 正	同 字双珠別
同	同	植 田 知 裕	同

北海道告示第863号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名
平成15. 5. 6	篠津中央土地改良区
同 15. 4. 30	今 金 土 地 改 良 区
同	芦 別 市 土 地 改 良 区
同 15. 4. 25	しろがね土地改良区
同	上 川 土 地 改 良 区
同 15. 5. 1	清水町土地改良区

北海道告示第864号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人占冠村土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があった。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日	氏 名	住 所
平成15. 3. 31	原 淳 二	勇払郡占冠村字中央
同	杉 原 源 一	同
同	島 崎 恒 男	同 字双珠別
同	伊 藤 清 七	同
同	鈴 木 雅 士	同 字中央
同	安 田 吉 吉	同
同	小 峰 義 雄	同

北海道告示第865号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（西多寄第2地区経営体育成基盤整備（農業用排水、暗きょ、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年 5月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第866号

道営土地改良（西山地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年 5月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第867号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年 4月30日、旭川市の行う土地改良（聖台地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の施行に同意した。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第868号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年 4月30日、旭川市の行う土地改良（東旭川5丁目地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第869号

農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3第2項の規定により、平成15年度北海道改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年 5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1 試験の期日

1 筆記試験 平成15年8月12日（火）

2 口述試験 平成15年9月9日（火）

第2 試験の場所

1 筆記試験 北海道庁赤れんが庁舎2階（札幌市中央区北3条西6丁目）

2 口述試験 北海道庁赤れんが庁舎2階

第3 受験願書の受付

1 受付期間 平成15年6月6日（金）から20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵送によるものは、平成15年6月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。

2 受付時間 午前9時から午後5時まで

第4 受験資格

北海道改良普及員資格試験条例（昭和27年北海道条例第69号）第4条第1項から第3項までのいずれかに該当する者

第5 受験手続

1 受験願書の請求 受験願書は、北海道農政部農業改良課普及推進係（札幌市中央区北3条西6丁目 専用郵便番号 060-8588）に請求すること。郵送による場合は、封筒の表面左側に「改良普及員資格試験受験願書請求」と朱書きし、あて先を明記して返信用切手（140円分）をはった封筒（A4サイズが折らずに入るもの）を必ず同封すること。

2 受験願書の提出 受験願書は、次に掲げる書類を添えて北海道農政部農業改良課普及推進係に提出すること。郵送による場合には、封筒の表面左側に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書きすること。

(1) 写真（最近6箇月以内に撮影した無帽、正面、上半身、手札型で台紙のないもの。なお、裏面に氏名及び撮影年月日を自書すること。）

(2) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込み証明書、最終学校修了証明書若しくは修了見込み証明書又は大学入学資格検定合格証明書

(3) 受験資格証明書

第6 試験の方法

1 筆記試験 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
筆記試験は、改良普及員として必要な教養並びに専門的技術及び知識に関する事項について、受験者が次の表に掲げる必須項目及び専門選択項目からは2項目を選択し、択一式又は記述式の方

法により行い、さらに、専門選択項目から1項目（択一式又は記述式で選択する項目と重複できる。）を選択し、論文式の方法により行う。

必須項目	専門選択項目
教育概論	作物 園芸 畜産 土壌肥料 植物病理及び
農業概論	昆虫 農業機械及び施設 植物育種 生命工
／農業技術論	学 食品化学及び食品加工 生物化学 マー
農政事情	ケティング論 農業経済 家庭経済 会計学
農業経営	労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計
生活経営	画 生活福祉 社会学 統計学及び情報処理

2 口述試験

口述試験は、筆記試験の合格者に対し、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

第7 受験手数料

受験手数料は徴しない。

第8 可否の公表

口述試験実施後1箇月以内に受験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

第9 その他

詳細については、北海道農政部農業改良課普及推進係（電話番号 011-231-4111 内線 27-363）に照会すること。

北海道告示第870号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があった。

その届出に係る指定漁船調書は、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の事務所に備え置いて、平成15年5月13日から15日間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

発起人の住所及び氏名	加区	入名	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
亀田郡恵山町字大潤112番地の2 玉井 信義	え	さ	えさん漁業協同組合
亀田郡恵山町字豊浦205番地の1 榎 憲一	同	同	
虻田郡虻田町字本町88番地 福島 浩二	い	ぶ	いぶり噴火湾漁業協同組合

虻田郡虻田町字入江21番地11 岡崎 慎一 留萌市礼受町16番地の5 西谷 武弘 留萌郡小平町字鬼鹿広富427番地 花田 吾郎		いぶり噴火湾 留萌・小平 同	いぶり噴火湾漁業協同組合 新星マリン漁業協同組合 同
北海道告示第871号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成15年5月13日 北海道知事 高 橋 はるみ		1 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字鶺鴒403の1、410の1 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第872号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。 平成15年5月13日 北海道知事 高 橋 はるみ		1 保安林の所在場所 瀬棚郡今金町字八束101の8、101の9、101の66 2 指定の目的 風害の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）		北海道告示第873号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成15年5月13日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更130の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和466の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 3(1) 解除予定保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和467の1（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 解除の理由 排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 解除予定保安林の所 中川郡幕別町字弘和468（次の図に示す部分に限る。）
在場所
(2) 保安林として指定さ 風害の防備
れた目的
(3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に

備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第874号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路 線 名 区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所		
美 唄 富 良 野 線	美唄市字美唄1840番10地先から 美唄市字美唄1990番115地先まで	前	7.33mから 22.00mまで	464.60m	――	北海道札幌土木現業所		
	美唄市字美唄1840番10地先から 美唄市字美唄2054番3地先まで	前	9.90mから 48.00mまで	502.00m	――			
	美唄市字美唄1990番114地先から 美唄市字美唄2054番3地先まで	前	18.00mから 48.00mまで	357.00m	――			
	美唄市字美唄1840番10地先から 美唄市字美唄1990番126地先まで	後	9.60mから 22.00mまで	317.60m	――			
	美唄市字美唄1840番10地先から 美唄市字美唄2054番3地先まで	後	9.90mから 48.00mまで	502.00m	――			
	美唄市字美唄1990番114地先から 美唄市字美唄2054番3地先まで	後	18.00mから 48.00mまで	357.00m	――			
	栗 山 北 広 島 線	北広島市中の沢731番1地先から 北広島市中の沢100番1地先まで	前	25.59mから 35.57mまで	760.49m		――	同
			後	31.44mから 44.02mまで	760.49m		――	
夕 張 長 沼 線	夕張郡長沼町字馬追1816番12地先から 夕張郡長沼町582番32地先まで	前	13.91mから 22.00mまで	756.69m	――	同		
		後	17.86mから 23.70mまで	756.69m	――			
深 川 多 度 志 線	深川市深川町字メム5834番地先から 深川市一已町字一已5502番地先まで	前	16.15mから 21.25mまで	436.32m	――	同		
		後	16.15mから 21.25mまで	436.32m	――			

北見置戸線	常呂郡訓子府町字日出95番1地先から 常呂郡訓子府町字日出127番1地先まで	後	19.79mから 47.75mまで	455.29m	――	北海道網走土木現業所
		前	20.80mから 53.00mまで	216.89m	――	
		後	20.80mから 53.00mまで	216.89m	――	
		後	14.00mから 20.80mまで	225.89m	――	
帯広浦幌線	河東郡音更町十勝川温泉北12丁目1番28地先から 河東郡音更町十勝川温泉北14丁目1番4地先まで	前	11.99mから 26.42mまで	583.37m	――	北海道帯広土木現業所
		後	18.50mから 36.67mまで	587.96m	――	
帯広新得線	河東郡音更町字下音更北5線西18番1地先から 河東郡音更町字然別北5線西36番4地先まで	前	13.55mから 32.27mまで	1,637.79m	――	同
		後	25.75mから 39.00mまで	1,637.79m	――	
更別幕別線	河西郡更別村字上更別564番1地先から 中川郡幕別町字弘和348番1地先まで	前	21.80mから 41.00mまで	157.21m	――	同
		後	21.80mから 22.07mまで	157.21m	――	

北海道告示第875号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から

2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年5月13日
北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道							
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所								
	路線名	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所	
	鳩山継立停車場線	夕張郡栗山町字雨煙別449番8地先から 夕張郡栗山町字雨煙別444番4地先まで		前	16.79mから 31.00mまで	219.17m	――	北海道札幌土木現業所	
				後	17.40mから 32.95mまで	219.17m	――		
	旭川幌加内線	旭川市江丹別町芳野49番1地先から 旭川市江丹別町芳野170番1地先まで		前	18.00mから 21.00mまで	65.50m	――	北海道旭川土木現業所	
				前	21.60mから 23.00mまで	65.50m	――		

遠 別 中 川 線	中川郡中川町字安川31番9地先から 中川郡中川町字安川8番3地先まで	後	21.60mから 23.00mまで	65.50m	—	北海道旭川土木現業所
		前	15.20mから 23.50mまで	285.40m	—	
		前	21.50mから 28.00mまで	282.59m	—	
		後	21.50mから 28.00mまで	282.59m	—	

北海道告示第876号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	しゅん功認可の年月日	平成15年5月6日
2	しゅん功認可を受けた者	
(1)	氏 名 又 は 名 称	北海道
(2)	住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
(3)	代 表 者 の 氏 名	北海道知事 高橋はるみ
3	埋 立 区 域	
(1)	位 置	余市郡余市町白岩町63番10地先の公有水面
(2)	区 域	次のAの地点からMの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とMの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
	Aの地点	3級基準点H11-2（北緯43度14分15秒4、東経140度44分22秒3（X=-84,569.214、Y=39,755.343））の地点から方向角183度23分50秒の方向22.37mの地点
	Bの地点	Aの地点から方向角144度01分28秒の方向17.84mの地点
	Cの地点	Bの地点から方向角233度55分28秒の方向2.79mの地点
	Dの地点	Cの地点から方向角144度06分05秒の方向5.00mの地点
	Eの地点	Dの地点から方向角232度01分42秒の方向0.10mの地点
	Fの地点	Eの地点から方向角143度55分25秒の方向12.00mの地点
	Gの地点	Fの地点から方向角233度57分25秒の方向2.70mの地点
	Hの地点	Gの地点から方向角144度04分04秒の方向5.26mの地点
	Iの地点	Hの地点から方向角183度20分58秒の方向13.69mの地点
	Jの地点	Iの地点から方向角273度24分55秒の方向20.58mの地点

Kの地点	Jの地点から方向角273度20分46秒の方向1.71mの地点
Lの地点	Kの地点から方向角1度44分36秒の方向40.50mの地点
Mの地点	Lの地点から方向角94度22分11秒の方向2.21mの地点

(3) 面 積	759.11㎡
4 免許年月日及び番号	平成12年1月26日 砂防第25-22号指令
5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	余市町

北海道告示第877号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	施行者の名称	室蘭市
2	都市計画事業の種類及び名称	室蘭圏都市計画公園事業 4・4・2号 白鳥台北公園
3	事業の施行期間	平成15年5月13日から平成19年3月31日まで
4	事業地	
(1)	収用の部分	室蘭市白鳥台3丁目地内
(2)	使用の部分	なし

公**告**

北方領土墓参事業に係る上陸支援用小型船等保有状況調査を次のとおり実施する。

平成15年5月13日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 調 査 の 目 的

平成15年度において北海道が実施する北方領土墓参事業に使用する上陸支援用小型船等に係る船舶使用契約の指名競争入札参加業者を選考する場合の基礎資料とする。

2 業 務 内 容

平成15年7月下旬から9月上旬にかけて、北方四島への墓参を予定しているが、墓参地周辺には、港湾施設がないため墓参団員は墓参の際、母船から上陸支援用小型船（以下「小型船」という。）に乗り換えて、海岸付近まで移動の後、さらに接岸用の船外機付小舟（以下「小舟」という。）に乗り換えて墓地付近の海岸に直接上陸する。それぞれの乗換えや上陸の際の安全性を十分に確保すること。

小型船は、母船と同一行動をとるものとし、墓参終了後は団員を安全に母船に移送する。

なお、平成15年度の北方領土墓参箇所等は日口間で外交交渉中であるが、次の3航海（7箇所）について、使用するものとする。

〈運航予定〉

- (1) 根室花咲港～択捉島（ペケンリタ、オダイベケ、別飛）
- (2) 根室花咲港～国後島（礼文磯、乳呑路）
- (3) 根室花咲港～色丹島（アナマ）、歯舞群島：水晶島（秋味場）

3航海とも根室花咲港を出港後、瑤瑤瑠水道を通過し、国後島古釜布沖経由で、目的地を往復する。

3 調 査 の 対 象

北方領土墓参事業に使用する小型船に係る船舶使用契約の指名競争入札に参加を希望する業者（以下「指名競争入札参加希望業者」という。）であって、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 直前の事業年度における国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 事業の遂行に必要な次の船舶を有すること。

ア 船舶検査調書の航行区域が沿海区域であるか又は沿海区域に変更可能なもの（限定沿海小型船舶を含む。）であること。その場合の乗員定数が10名以上で、50トン未満の船舶であること。

イ 船舶検査証書の用途が交通船となっていること又は交通船に変更可能であること。

ウ 海岸に直接上陸することから、接岸するための小舟を有すること。

エ 海上で母船から小型船へ、小型船から小舟へ乗り換えることから、安全に乗り移る設備を有すること。

オ 出港から帰港までの間、給油のため途中寄港することなく、母船に伴走することができる小型船であること。

- (4) 根室海峡海域での航海経験を有すること。
- (5) 上陸時の安全性を確保するための人的体制（4名以上）を備えていること。
- (6) 北方領土墓参期間中の3航海すべての運航が可能であること。

4 必 要 書 類

指名競争入札参加希望業者は、次に定める書類を知事に提出するものとする。

- (1) 事業概要調査書（別記第1号様式）
- (2) 船舶調書（別記第2号様式⁽¹⁾及び⁽²⁾）
- (3) 乗組員名簿（別記第3号様式）（免許証の写しを添付）
- (4) 運航実績（別記第4号様式）
- (5) 登記簿謄本
- (6) 定款（写し）
- (7) 直前の事業年度における国税及び地方税の納税証明書
- (8) 財務諸表（過去3年分）
- (9) 船舶登記簿謄本（20トン未満で登記している場合も提出すること。）
- (10) 船舶検査証書（写し）
- (11) 船舶検査手帳（写し）
- (12) 船舶検査済票（写し）
- (13) 無線局免許状（写し）
- (14) 船舶写真（別記第2号様式の指示による。）
- (15) 船舶見取図（小型船用）

(1)から(4)までの書類は、別途様式を定めているので、事前に請求すること。

船舶が自社の所有でない場合は、船舶の所有者との賃貸借契約書等の書類を提出することとし、船舶所有会社の(5)から(8)までの書類も併せて提出すること。

6 書類の提出期限

平成15年5月30日（郵送の場合は、平成15年5月30日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

7 書類の提出先

北海道総務部北方領土対策本部主査（運動推進・援護）

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 内線 22-767

8 そ の 他

この調査は、入札指名業者の選考を目的とするが、指名競争入札の参加者として指名した場合以外は、結果を通知しない。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年5月13日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1)ア 落札に係る物品等の名称 献血アルブミン25% 25%50mℓ／瓶
1 瓶当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 4,200瓶
- (2)ア 落札に係る物品等の名称 イオパミロン300シリンジ 61.24%100mℓ／5 筒／箱
1 瓶当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 730瓶
- (3)ア 入札に係る物品等の名称 ヴェノグロブリンーIH 2.5 g 50mℓ／瓶
1 瓶当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 1,500瓶
- (4)ア 落札に係る物品等の名称 オムニパーク300シリンジ 64.71%100mℓ／5 筒／箱
1 瓶当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 600瓶
- (5)ア 落札に係る物品等の名称 ジフルカン静注用 200mg 5 瓶／箱
1 箱当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 660箱
- (6)ア 落札に係る物品等の名称 タキソール注30mg／5 mℓ 30mg 5 mℓ／瓶
1 瓶当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 2,500瓶
- (7)ア 落札に係る物品等の名称 アンスロビンP 500単位（溶解液付）／瓶
1 瓶当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 1,400瓶
- (8)ア 落札に係る物品等の名称 ボトックス注 100単位×1 V
1 瓶当たりの単価
イ 数量 調達予定数量 400瓶

2 落札を決定した日

平成15年3月6日

3 落札者の氏名及び場所

- (1) 氏 名 株式会社スズケン
住 所 名古屋市東区東片端町 8 番地
- (2) 氏 名 株式会社クラヤ三星堂
住 所 東京都中央区八重洲 2 丁目 7 番15号
- (3) 氏 名 株式会社ほくやく
住 所 札幌市中央区北11条西14丁目 1 番 1 号
- (4) 氏 名 株式会社モロオ
住 所 札幌市中央区北 3 条西15丁目
- (5) 氏 名 株式会社スズケン
住 所 名古屋市東区東片端町 8 番地
- (6) 氏 名 株式会社スズケン
住 所 名古屋市東区東片端町 8 番地
- (7) 氏 名 株式会社モロオ
住 所 札幌市中央区北 3 条西15丁目
- (8) 氏 名 株式会社スズケン
住 所 名古屋市東区東片端町 8 番地

4 落札金額

- (1) 7,491円
(2) 65,700円
(3) 22,919円
(4) 67,085円
(5) 51,995円
(6) 15,085円
(7) 34,580円
(8) 89,740円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道札幌医科大学事務局病院課
(2) 所在地 札幌市中央区南 1 条西16丁目

道立小児総合保健センター
告 示

北海道立小児総合保健センター告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年 5月13日 北海道立小児総合保健センター所長 工 藤 亨 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 名 称 ノルディトロピンS注 (10mg 1筒／箱) (2) 数 量 調達予定数量 360箱 2 落札を決定した日 平成15年 3月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社モロオ 取締役社長 師尾 純一 (2) 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目 4 落札金額 114,270円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道立小児総合保健センター告示第3号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課 (2) 所在地 北海道小樽市銭函1丁目10番1号 北海道立小児総合保健センター告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年 5月13日 北海道立小児総合保健センター所長 工 藤 亨 1 入札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 重油 (J I S 1種2号) 1ℓ当たりの単価 (2) 数 量 調達予定数量 1,000kℓ 2 落札を決定した日 平成15年 3月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 新北光石油株式会社 代表取締役社長 高濱 一義 (2) 住 所 札幌市中央区南4条東2丁目 4 落札金額	27.10円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道立小児総合保健センター告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課 (2) 所在地 北海道小樽市銭函1丁目10番1号 北海道立小児総合保健センター告示第10号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成15年 5月13日 北海道立小児総合保健センター所長 工 藤 亨 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 平成15年度小児用血管造影撮影システム賃貸借 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成15年 4月1日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 日通商事株式会社 代表取締役社長 中野 重勝 (2) 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号 4 随意契約に係る契約金額 47,880,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地 (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課 (2) 所在地 北海道小樽市銭函1丁目10番1号 道 監 査 委 員 告 示 北海道監査委員告示第2号 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示す
---	---

る。

平成15年5月13日

北海道監査委員職務執行者 石 井 孝 一
北海道監査委員職務執行者 岡 本 修
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
千 葉 寛 樹	札幌市中央区南22条西15丁目2番20-313号
青 木 豪	同 豊平区月寒東2条19丁目11番18号
齊 藤 寿 徳	同 西3条8丁目1番17号
富 樫 正 浩	同 西区山の手2条6丁目3番1号
五十嵐 康 彦	同 豊平区月寒中央通8丁目2番8号901
富 永 誠	同 西区宮の沢1条4丁目7番20号 輪島ビル401

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成15年5月1日から平成16年3月31日まで